

令和2年4月8日

保護者 様

さいたま市教育委員会教育長
さいたま市立大原中学校長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発令に伴う 分散登校の中止について (通知)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発令に伴い、令和2年4月3日付けで学校安心メールにてお知らせした「市立学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る臨時休業及び分散登校の実施について」における分散登校を中止いたします。

なお、臨時休業については、下記のとおり実施いたします。長期の臨時休業となりますので、お子様の健康と安全を第一に考え、生活リズムを整えながら学習等に取り組みられるようお願いいたします。

記

1 臨時休業の期間について

4月9日(木)～5月6日(水)

2 臨時休業期間中の過ごし方について

(1) 健康管理について

お子様の体温の測定を毎日実施していただき、健康状態を確認してください。また、お子様に風邪様症状が出た場合は、かかりつけの医療機関へ連絡し、医療機関の指示に従って受診してください。

お子様は原則として、家の中で過ごすよう指導してください。健康維持のために屋外で運動や散歩をする場合は、感染防止に十分配慮してください。なお、お子様の健康保持の観点から運動する機会を確保するため、校庭を開放します。開始日等、詳細については、改めて御連絡します。

(2) 児童生徒の学びを止めないための学習支援について

本日、全学年の各教科担当から、5月6日までを想定した家庭学習のための課題をお渡ししました。学習課題に計画的に取り組むよう御家庭での御指導をお願いいたします。

また、オンライン学習や紙の教材、NHK、Eテレ等のテレビ放送、教育委員会や文部科学省で作成した資料等も御活用ください。今後、大原中学校ホームページで随時紹介していく予定です。なお、自宅等でオンライン学習を行うことが難しいお子様については、学校のコンピュータ室に配備された授業用コンピュータを使用できるようにする予定です。詳細については、改めて御連絡します。



○教育委員会が作成したコンテンツは、「さいたま市ホームページ→トップページ→新型コロナウイルス関連情報→学校関連情報」内に掲載します(左記QRコード参照)。

○文部科学省が作成したコンテンツは、「子供の学び応援サイト」と検索することで確認できます。

(裏面に続く)

(3) その他

学校からの連絡を受け取るために、毎日学校ホームページを確認してください。また、学校安心メールに未登録の保護者の方は、できる限り登録をお願いします。

なお、事故等が発生した場合には、直ちに警察、学校等に連絡してください。

3 臨時休業期間中のお子様の預かりについて

特別支援学級のお子様が自宅等で過ごすことが適切でないと考えられる場合は、学校施設で受け入れます。

送迎及び昼食については、保護者の方が御対応くださいますようお願いいたします。また、学校での受け入れ終了後に放課後児童クラブ等に行く場合は、通常に通所方法とします。時間帯等詳細については、担任より御連絡さし上げます。

4 学校の連絡先について

臨時休業期間中の学校との連絡は、以下の方法をお願いします。

- (1) 学校の電話 048-831-5397
- (2) 学校のFAX 048-835-1357
- (3) 学校のHPアドレス <http://ohara-j-saitama-city.ed.jp>

<問い合わせ先>

さいたま市教育委員会

指導1課 829-1661

特別支援教育室 829-1667

高校教育課 829-1671

健康教育課 829-1678